

## 令和 7 年第 2 回那珂川町議会定例会

### 議 事 日 程（第 4 号）

令和 7 年 3 月 1 7 日（月曜日）午前 1 0 時開議

- |         |           |                                                    |
|---------|-----------|----------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 議案第 2 3 号 | 令和 7 年度那珂川町一般会計予算の議決について<br>(予算審査特別委員長報告)          |
| 日程第 2   | 議案第 2 4 号 | 令和 7 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について<br>(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3   | 議案第 2 5 号 | 令和 7 年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について<br>(予算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 4   | 議案第 2 6 号 | 令和 7 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について<br>(予算審査特別委員長報告)   |
| 日程第 5   | 議案第 2 7 号 | 令和 7 年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について<br>(予算審査特別委員長報告)      |
| 日程第 6   | 議案第 2 8 号 | 令和 7 年度那珂川町水道事業会計予算の議決について<br>(予算審査特別委員長報告)        |
| 日程第 7   | 議案第 2 9 号 | 令和 7 年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について<br>(予算審査特別委員長報告)       |
| 日程第 8   | 議案第 3 0 号 | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について<br>(町長提出)       |
| 日程第 9   | 議案第 3 1 号 | 財産の取得について<br>(町長提出)                                |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 2 号 | 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定について<br>(町長提出)     |
| 日程第 1 1 | 発議第 1 号   | 給食費の全額免除に対する財政支援を求める意見書の提出について<br>(議会運営委員長提出)      |
| 日程第 1 2 | 発委第 1 号   | 那珂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について<br>(議会運営委員長提出)       |
| 日程第 1 3 | 発委第 2 号   | 那珂川町議会委員会条例の一部改正について<br>(議会運営委員長提出)                |

日程第 14 発委第 3 号 那珂川町議会会議規則の一部改正について

(議会運営委員長提出)

日程第 15 発委第 4 号 議員の派遣について

(議会運営委員長提出)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（11名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 神 場 圭 司 | 2 番  | 矢 後 紀 夫 |
| 3 番  | 高 野 泉   | 4 番  | 福 田 浩 二 |
| 5 番  | 大 金 清   | 6 番  | 川 俣 義 雅 |
| 7 番  | 益 子 純 恵 | 8 番  | 小 川 正 典 |
| 9 番  | 鈴 木 繁   | 12 番 | 小 川 洋 一 |
| 13 番 | 益 子 明 美 |      |         |

### 欠席議員（2名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 10 番 | 大 金 市 美 | 11 番 | 川 上 要 一 |
|------|---------|------|---------|

---

### 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |         |                     |         |
|-------------------|---------|---------------------|---------|
| 町 長               | 福 島 泰 夫 | 副 町 長               | 小 松 重 隆 |
| 教 育 長             | 吉 成 伸 也 | 総 務 課 長             | 笠 井 真 一 |
| 企画財政課長            | 谷 田 克 彦 | 税 務 課 長             | 田 角 章   |
| 住 民 課 長           | 金 子 洋 子 | 生活環境課長              | 杉 本 篤   |
| 健康福祉課長            | 益 子 利 枝 | 子 育 て 支 援 課 長       | 藤 浪 京 子 |
| 建 設 課 長           | 田 邊 康 行 | 産業振興課長              | 熊 田 則 昭 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 星 善 浩   | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 齋 藤 昌 代 |
| 学校教育課長            | 加 藤 啓 子 | 生涯学習課長              | 星 学     |
| 上下水道課長            | 加 藤 博 行 |                     |         |

---

### 職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 横山和則 書記 仲野谷 智子  
書 記 奈良大輔

開議 午前 10 時 00 分

### ◎開議の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は11名であります。

欠席届が10番、大金市美議員、11番、川上要一議員から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

---

### ◎議案第23号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第1、議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第2、議案第24号 令和7年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第3、議案第25号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第4、議案第26号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第5、議案第27号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第6、議案第28号 令和7年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、日程第7、議案第29号 令和7年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7議案を一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了いたしましたので、予算審査特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 高野 泉登壇〕

○予算審査特別委員長（高野 泉） 予算審査特別委員会の審査結果について報告をいたしま

す。

予算審査特別委員会に付託されました議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計予算の議決について、議案第24号 令和7年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、議案第25号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、議案第26号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第27号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、議案第28号 令和7年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、議案第29号 令和7年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7会計予算について、令和7年3月7日から14日までの5日間、関係課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査結果については、会計ごとに採決を行い、一般会計、国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計については賛成多数で、ケーブルテレビ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計並びに下水道事業会計については全員賛成により、本委員会において原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、予算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課、局の審査の際に申し上げましたが、審査報告に当たり、特に次の9点について意見等を付したものであります。

#### 1、合併20周年記念事業について。

合併20周年を迎えるに当たり、町では様々な記念事業を計画をしていることから、多くの町民が参加できる機会を確保するとともに、町民の記憶に残るような記念事業とされたい。

#### 2、DXの推進について。

令和7年度においては、窓口のキャッシュレス化等が進められることから、DXプロモーションプランで位置づけた取組を推進し、町民の利便性の向上を図られたい。

#### 3、公共交通確保対策事業について。

公共交通確保対策事業においては、デマンド交通に係る県の運行補助金が減額になっていることから、運行を維持するためにも各課の施策と連携をしながら利用者の確保に努められたい。

#### 4、馬頭公園トイレ新築工事について。

公園の入り口付近に設置されるトイレについては、公園再整備の基本方針にある町民の憩いの空間としてふさわしい柔らかな印象になるよう、コンセプトに沿ったデザインとされたい。

5、不登校対策と校内教育支援センターについて。

不登校対策の一環として、校内教育支援センターが設置されているが、生徒に対してきめ細かいサポートができるよう、不登校生徒に対する支援の充実を図られたい。

6、部活動の地域移行におけるデマンドタクシーの活用について。

部活動の地域移行に際して、バスによる生徒の送迎が計画されているが、自宅から移動を効率よく行うため、デマンドタクシーの活用を検討されたい。

7、部活動の地域移行について。

中学校においては、部活動の地域移行が進められているが、移行されていない部活動もあることから、地域と連携をしながら着実な地域移行を進められたい。

8、馬頭広重美術館の改修工事について。

馬頭広重美術館の改修に当たっては、クラウドファンディングや基金の活用など資金調達に努めるとともに、リニューアルに向けた戦略性を持ったプロモーション活動を実施されたい。

9、ケーブルテレビ施設光化整備事業について。

ケーブルテレビ施設光化整備事業について、町では事業費と財源を試算した経営計画を策定しているが、令和7年度には整備が完了することから、整備後の利用料等を見込んだ経営計画の見直しを検討されたい。

以上、9項目について意見を付しました。

以上で報告を終わります。

なお、執行部の皆さんへのお願いになりますが、予算審査における説明に当たっては、事業の目的や必要性などについて、明確な説明をされるようお願いいたします。

また、特に重要な案件については、議会に対して早い段階から説明をいただき、問題点や課題の改善に取り組んでいただくとともに、所管する常任委員会への説明や協議を積極的に行っていただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和7年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第25号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長

報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第27号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和7年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和7年度那珂川町下水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで町長から発言があれば、これを許します。

町長。

○町長（福島泰夫） 皆様、改めまして、おはようございます。

ただいまは、令和7年度那珂川町一般会計歳入歳出予算のほか4特別会計予算、水道事業予算及び下水道事業予算を可決いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど予算審査特別委員会委員長の審査報告にございましたご意見等につきましては、慎重に検討し、対応してまいりたいと考えております。また、予算の執行に当たりましては、現在の財政状況

を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなど、行財政改革を推進し、全職員一丸となり各種事業に取り組んでまいります。

引き続き、議員の皆様のご協力をいただきますとともに、長時間にわたり慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、令和7年度予算可決に対する挨拶といたします。本当にありがとうございました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第8、議案第30号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第30号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の時代に即した働き方の推進及び仕事と生活の両立支援の拡充に準じ、関係する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。人事院が行った公務員人事管理に関する報告による時代に即した働き方の推進及び仕事と生活の両立支援の拡充に伴い、国家公務員と同様の措置を講ずるため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、（2）那珂川町職員の育児休業等に関する条例及び（3）那珂川町職員の給与に関する条例の以上3条例であります。

3、改正の内容であります、（１）那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例についてですが、主な改正内容は次の４点であります。

１点目は、フレックスタイム制の見直しであります。

内容についてですが、１週間当たりの勤務時間の総量である38時間45分を維持した上で、週１回を限度に週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定するもの。対象職員を子の療育または配偶者等の介護をする職員以外にも拡大するものであります。

２点目は、超過勤務の免除の見直しであります。

内容についてですが、対象を３歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものであります。

３点目は、病気休暇及び特別休暇に関する規定の見直しであります。

内容についてですが、病気休暇及び特別休暇に係る必要な事項を規則に移行するものであります。

４点目は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等であります。

内容についてですが、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の周知、意向を確認するもの。職員への仕事と介護両立支援制度等に関する早期の情報提供をするもの。職場環境の整備をするものであります。

（２）那珂川町職員の育児休業等に関する条例についてですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条項のずれに対応するものであります。

（３）那珂川町職員の給与に関する条例についてですが、主な改正内容は、フレックスタイム制の見直しに伴う選択的週休３日に関する文言を追加するものであります。

４、施行期日は、令和７年４月１日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、議案第31号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第31号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、那珂川町立中学校体育館空調設備賃貸借業務に伴う財産の取得であります。

取得財産は、エアコン15組、配管等付帯品一式であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、三井住友ファイナンス&リース株式会社が月額72万8,900円で落札し、月額賃料の60か月に消費税を含んだ総額4,810万7,400円で所有権移転つき賃貸借契約を締結するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

参考資料の入札経過書をご覧ください。

物品名は、エアコン15組、配管等付帯品一式で、中学校体育館の空調設備であります。指名競争入札により5者を指名し、3月3日に入札を行いました。

開札結果は記載のとおりであり、最低入札者の三井住友ファイナンス&リース株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は125万8,000円であり、落札率は57.94%でした。仮契約につきましては、3月12日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額72万8,900円の60か月分4,373万4,000円、消費税相当額437万3,400円、計4,810万7,400円が契約書記載金額となります。支払いについては、債務負担行為により令和7年度以降の予算での支出となります。

契約の相手方は、東京都千代田区丸の内1丁目3番2号、三井住友ファイナンス&リース株式会社、代表取締役、橋 正喜です。

契約期間は、議決の日から令和12年6月30日ありますが、契約日から令和7年6月30日までは設置期間となります。賃貸借期間が令和7年7月1日から令和12年6月30日の60か月で、賃貸借期間終了後、無償譲渡となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、議案第32号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第32号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」について、特定非営利活動法人キャリアコーチを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定についてをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び住所は、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」、那珂川町小口1702番地であります。

主な施設の概要につきましては、記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県大田原市若草1丁目832、特定非営利活動法人キャリアコーチ、理事長、高木雄大であります。

次に、3の指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であり

ます。

次に、４の指定管理者が行う業務の範囲ですが、（１）施設の維持管理及び運営に関する  
こと、（２）施設の利用の許可に関すること、（３）施設の利用の許可の取消し、利用の制  
限及び停止に関することとあります。

次に、５の利用料金収入等の取扱いについてですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲  
内で利用料金を規定して収入として収受、管理運営に充当するなど、３項目であります。

次に、６の指定管理料についてですが、施設の管理に必要な経費として、年額460万円を  
限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、７の候補者選定の経緯であります。募集方法は、那珂川町公の施設に係る指定管  
理者の指定の手続等に関する条例第２条第１項及び同条例施行規則第３条の規定による公募  
であります。

応募のあった１事業者を対象に、令和７年２月18日に選定委員会を開催し、応募書類、事  
業者からのプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行いました。

その結果を受けまして、指定管理者の候補者として、特定非営利活動法人キャリアコーチ  
を選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定につ  
いては、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第11、発議第1号 給食費の全額免除に対する財政支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営副委員長。

〔議会運営副委員長 大金 清登壇〕

○議会運営副委員長（大金 清） ただいま上程されました発議第1号 給食費の全額免除に対する財政支援を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

我が国では、急速に進展する少子化により、子ども・子育て施策への対応が進められているところであります。

しかしながら、近年の国際情勢を背景とした物価の高騰によって、私たちの生活は厳しくなり、さらに、子育て世帯においては、教材費や被服費などの教育費の負担が増大しており、その中でも給食費の負担は大きなウェイトを占めている状況になっております。

このような中、町は、令和7年度から子育て世帯の経済的負担を軽減するため、認定こども園及び小・中学校における給食費の全額免除を実施することとしました。

今後、継続的な支援を行うためにも、財源の確保が大きな課題となっており、栃木県知事及び栃木県教育委員会教育長に対して、給食費全額免除に対する財政支援を求めるものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 給食費の全額免除に対する財政支援を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 議案第12、発委第1号 那珂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営副委員長。

〔議会運営副委員長 大金 清登壇〕

○議会運営副委員長（大金 清） ただいま上程されました発委第1号 那珂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の条項を引用している関係条例に条項のずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

また、併せて、刑法の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することから、所要の改正を行うものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第13 発委第2号 那珂川町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営副委員長。

〔議会運営副委員長 大金 清登壇〕

○議会運営副委員長（大金 清） ただいま上程されました発委第2号 那珂川町議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続についてのオンライン化に対応するとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 那珂川町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第14、発委第3号 那珂川町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営副委員長。

〔議会運営副委員長 大金 清登壇〕

○議会運営副委員長（大金 清） ただいま上程されました発委第3号 那珂川町議会会議規則の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続についてのオンライン化に対応するとともに、社会情勢等の変化に適した整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 那珂川町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第15、発委第4号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営副委員長。

〔議会運営副委員長 大金 清登壇〕

○議会運営副委員長（大金 清） ただいま上程されました発委第4号 議員の派遣について、提案の趣旨説明を申し上げます。

当町議会の行政調査として、プール及び図書館の管理運営に関する調査、視察のほか、予約型乗り合いタクシーの運営に関する調査、視察を行うため、滋賀県愛荘町への全議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第４号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第４号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和７年第２回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前１０時４５分